

平塚市地域防災計画改訂素案（案）に対する関係機関意見と市の考え方について

1 実施結果

(1) 提出意見数

関係機関（団体）数 10 団体
意見件数 27 件

(2) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を踏まえ修正したもの	20
イ：反映済み	既に記載されているもの	1
ウ：参考	今後の検討事項とするもの	2
エ：その他	反映が困難なもの	4
	合計	27

2 意見対応表

◆地震災害対策計画

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
1	平塚管工事業協同組合	全体	ー	送付協力機関別に関係個所のマークが有ると確認し易いのでは？膨大なデータからその部分を探すだけでもかなり負担。 色地で範囲指定する等何らかの工夫をお願いしたい。		今後の検討事項とさせていただきます。	ウ：参考
2	神奈川県平塚保健福祉事務所	第1章 第6節 防災関係 機関等の 責務と処 理すべき 事務又は 業務	21	【修正案】 (3) 平塚保健福祉事務所 ア 発災時の医療機関の被災状況等の把握、避難所、救護所の開設状況、負傷者の受け入れ情報等の把握 イ 県医療救護本部への応援要請と配分された医療チーム等の管内の医療機関、避難所及び救護所等への配分の調整 ウ 災害時における管内の保健衛生対策 エ 被災地及び集団避難場所等における感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疫学調査及び健康診断の実施	発災時の保健福祉事務所は県医療救護本部と連携し、管内の医療機関、避難所、救護所の状況を速やかに把握し、医療救護チームの派遣調整を行う役割があるので、記載をお願いします。 また、疫学調査及び健康診断は感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施するものですので、一般的な健康診断と混同されないよう修正をお願いします。	意見のとおり修正します。	ア：反映
3	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所	第1章 第6節 防災関係 機関等の 責務と処 理すべき 事務又は 業務	22	3 指定地方行政機関 (8) 国土交通省関東地方整備局 ア TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 派遣 イ リエゾン派遣	国土交通省関東地方整備局の項目を追加し、 ア TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 派遣 イ リエゾン派遣 についての記載。	意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
4	社会福祉法人済生会支部神奈川県済生会湘南平塚病院	第3章第9節 医療・救護・防疫対策	56 他	病院名表示 旧：済生会平塚病院 新病院：済生会湘南平塚病院	病院名の変更	意見のとおり修正します。	ア：反映
5	神奈川県平塚保健福祉事務所	第3章第9節 医療・救護・防疫対策	56	【修正案】 今後の取組みの方向 【例示】 ・広域的対応による域外からの医療チーム等の円滑な受け入れ受入体制の準備と重症患者の域外搬出の想定等	平塚市の防災計画における大正型関東地震の想定として、重傷者数600名、死者数は1220名とされていますが、平塚市内の医療資源で対応できる数ではありません。外部からの医療救護チーム等医療資源の受け入れと負傷者の県外の搬送を視野に入れた受援の想定が必要と思われるので、今後の取組みの中で、「受援」について一言記載されたほうがよろしいかと思えます。	受入体制の準備については、「第3章第9節 医療・救護・防疫対策」の「《今後の取組みの方向》5 DMAT（災害派遣医療チーム）や医療ボランティア受入体制の整備」で記載しています。また、医療対策のほか、災害全般における応援要請について、「第4章第16節 広域的応援体制」で記載しています。そのため、現行どおりの記載とします。	イ：反映済み
6	(公社)平塚中郡薬剤師会	第3章第18節 防災訓練の実施	72	4 臨時救護所における訓練 (2) エ 医薬品搬送訓練 原文 薬剤師会 修正文 平塚中郡薬剤師会		意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
7	神奈川県湘南地域県政総合センター	第4章 第1節 災害対策本部の設置と運営	78	神奈川県湘南地域県政総合センター (県民・防災課)	所属課名の変更	意見のとおり修正します。	ア：反映
8	東京ガス(株) 神奈川県西支店	第4章 第1節 災害対策本部の設置と運営	78	機関名 東京ガス(株) <u>湘南導管ネットワークセンター</u> 【修正案】 東京ガス(株) <u>神奈川県西支店</u>		意見のとおり修正します。	ア：反映
9	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第3節 災害時情報の収集と伝達	92	【修正案】 1 通信対策 (?) EMIS (広域災害救急医療情報システム)	EMISを記載してください。医療に関する情報はこのシステムに集約されるものですので、記載したほうがよいと思います。	意見のとおり修正します。 1 通信対策 (ク) Lアラート (災害情報共有システム) <u>(ケ) EMIS (広域災害救急医療情報システム)</u> <u>(コ) 衛星携帯電話</u> <u>(サ) インターネット</u>	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
10	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第4節 救急・救助、消化及び医療救護活動	111	【修正案】 2 医療救護活動 (2) 臨時救護所、災害時地域医療機関の設置 救護所を立ち上げたときは、速やかにEMISで報告するとともに、患者数等の状況を適宜報告する。	避難所、救護所を立ち上げたときには、速やかにEMISによる応援要請・報告を行う必要があるため、EMISによる状況の報告を記載したほうがよいと思います。 また、災害時医療機関とは具体的には何を指すのでしょうか。救護所との違いがあればお示しください。	EMISについては、現在、実施体制が確保されていないため、今後の訓練等を踏まえて調整する事項と考えますので、現行どおりの記載とします。 なお、災害時地域医療機関は、各地域に設置する臨時救護所とは別に、平塚市医師会の協力により、必要に応じて、平塚市休日・夜間急患診療所に設置するものです。	エ：その他
11	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第4節 救急・救助、消化及び医療救護活動	112	【修正案】 イ 救護隊の要請 <u>県(神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPAT)</u> → <u>県医療救護本部</u>	県への応援要請は、県から国を通じて他県等へ要請を行うことでもあるので、神奈川県のチームに限定するものではなく、また、多種多様なチームからの受援が見込まれるため、総枠で記載することでよいと思います。	意見のとおり修正します。	ア：反映
12	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第4節 救急・救助、消化及び医療救護活動	113	【修正案】 (6) エ 地域災害医療対策会議は平塚保健福祉事務所が設置・・・	地域災害医療対策会議は平塚保健福祉事務所が設置します。	意見を踏まえ次のとおり修正します。 エ 地域災害医療対策会議との連携 様々な医療ニーズに対応するため、県 <u>平塚保健福祉事務所</u> が設置、開催する地域災害医療対策会議と連携して医療関係情報の収集や転院搬送の調整等を行い、医療救護活動を実施します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
13	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第5節 避難対策	121	【修正案】 3 (2) 避難所の開設 避難所を立ち上げたときは、速やかにEMISで報告するとともに、避難者数等の状況を適宜報告する。	避難所、救護所を立ち上げたときには、速やかにEMISによる応援要請・報告を行う必要があるため、EMISによる状況の報告を記載したほうがよいと思います。	EMISについては、現在、実施体制が確保されていないため、今後の訓練等を踏まえて調整する事項と考えますので、現行どおりの記載とします。	エ：その他
14	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	134 135	【修正案】 県平塚保健福祉事務所	ここだけ「県」がついていないので他と標記をあわせることがよいと思います。	意見のとおり修正します。	ア：反映
15	関東農政局 神奈川県拠点	第4章 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	146	(5) 食料等の調達 ア 米穀の調達 (ウ) 政府所有食料(米穀)の調達 ② 市長は、・・・農林水産省(生産局政策統括官付農産部貿易業務課)に要請します。	組織の変更	意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
16	東京電力パ ワーグリッ ド(株)平塚 支社	第7章 第3節 津波から の防護、 円滑な避 難の確保 及び迅速 な救助に 関する事 項	232	<p>6 水道、電気、ガス、通信</p> <p>(2) 電気</p> <p>【修正前】 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、<u>火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置</u>に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。</p> <p>【修正案】 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、<u>感電事故並びに漏電等による出火の防止</u>に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。</p>	<p>当該項目については、「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～平成29年2月」の記載内容に合わせたいと考えます。</p> <p>【詳細】 第4章 災害時の応急活動対策一第9節 ライフラインの応急復旧活動一3 電力施設 (東京電力パワーグリッド(株)) P161</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

◆風水害等対策計画

No.	意見元	項目 (章・ 節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
1	平塚管工事 業協同組合	全体	—	送付協力機関別に関係個所のマークが有ると確認し易いのでは？膨大なデータからその部分を探すだけでもかなり負担。 色地で範囲指定する等何らかの工夫をお願いしたい。		今後の検討事項とさせていただきます。	ウ：参考
2	国土交通省 関東地方整備局 京浜 河川事務所	第1章 第5節 防災関係 機関等の 責務と処理すべき 事務又は 業務	8	3 指定地方行政機関 <u>(8) 国土交通省関東地方整備局</u> <u>ア TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 派遣</u> <u>イ リエゾン派遣</u>	国土交通省関東地方整備局の位置づけされていない。 国土交通省関東地方整備局の項目を追加し、 ア TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 派遣 イ リエゾン派遣 についての記載。	意見のとおり修正します。	ア：反映
3	神奈川県湘 南地域県政 総合センター	第4章 第3節 災害対策 本部の設置と運営	65	神奈川県湘南地域県政総合センター (県民・防災課)	所属課名の変更	意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
4	東京ガス (株) 神奈 川西支店	第4章 第3節 災害対策 本部の設 置と運営	65	機関名 東京ガス(株) <u>湘南導管ネットワークセンター</u> 【修正案】 東京ガス(株) <u>神奈川西支店</u>		意見のとおり修正します。	ア：反映
5	神奈川県平 塚土木事務 所	第4章 第6節 水防対策	93	水防活動には、様々な業務が含まれており、地域防災計画には記載しきれないこと、また、水防活動といっても、市(消防)と水防団の活動があることは理解しています。 そこで、水防活動の中身に触れるという意味で、例えば、第6節 2 水防団 の項目に「なお、水防団による水防活動については、平塚市水防団「活動マニュアル」によります。」といった記載を追加して関係資料として添付したり、市(消防等)において、何か、水防活動に関する要綱等規程類や計画等があるのであれば、前後の節との整合性を踏まえて記載するなど、簡単に記載してはどうでしょうか。	第6節 水防対策 1 水防責任 において、「(6) 水防時における適正な水防活動の実施」という記載がありますが、第6節 の中には、水防活動の中身に関する記載がないようです。	意見を踏まえ次のとおり修正します。 2 水防団 水防団の組織及び水防管轄区域は「水防団の組織及び水防管轄区域」のとおりとします。 <u>なお、水防団による水防活動については、「平塚市水防団 活動マニュアル」によります。</u>	ア：反映
6	国土交通省 関東地方整 備局 京浜 河川事務所	第4章 第6節 水防対策	93	(1) 常時監視 ～等に連絡して必要な措置を <u>求めるものとします。</u> ⇒～等に連絡するとともに、必要な措置を <u>行います。</u>	『1 水防責任(6)水防時における適正な水防活動の実施』において、「適正な水防活動」とは『3 監視警戒及び重要水防区域(1)常時監視』の内容に整合させる。	意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
7	国土交通省 関東地方整 備局 京浜 河川事務所	第4章 第6節 水防対策	95	「発表基準」欄の(警戒水位)は、この表現を使用していないので削除する。		意見のとおり修正します。	ア：反映
8	神奈川県平 塚保健福祉 事務所	第4章 第7節 救急・救 助及び医 療救護活 動	99	避難所、救護所を立ち上げたときには、速やかにEMISによる応援要請・報告を行う必要があるため、EMISによる状況の報告を記載したほうがよいかと思えます。 また、災害時医療機関とは具体的には何を指すのでしょうか。救護所との違いがあればお示してください。 【修正案】 2 医療救護活動 (2) 臨時救護所、災害時地域医療機関の設置 救護所を立ち上げたときは、速やかにEMISで報告するとともに、患者数等の状況を適宜報告する。		EMISについては、現在、実施体制が確保されていないため、今後の訓練等を踏まえて調整する事項と考えますので、現行どおりの記載とします。 なお、災害時地域医療機関は、各地域に設置する臨時救護所とは別に、平塚市医師会の協力により、必要に応じて、平塚市休日・夜間急患診療所に設置するものです。	エ：その他
9	神奈川県平 塚保健福祉 事務所	第4章 第7節 救急・救 助及び医 療救護活 動	99	【修正案】 <u>県(神奈川県DMAT、神奈川県DMAT-L、かながわDPAT)</u> → <u>県医療救護本部</u>	県への応援要請は、県から国を通じて他県等へ要請を行うことでもあるので、神奈川県に限定するものではなく、また、多種多様なチームからの受援が見込まれるため、総枠で記載することでよいかと思えます。	意見のとおり修正します。	ア：反映

No.	意見元	項目 (章・節)	改訂素 案(案) ページ	意見の概要	理由	市の考え方	対応 区分
10	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第7節 救急・救助及び医療救護活動	101	【修正案】 (6) エ 平塚保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議は	地域災害医療対策会議は平塚保健福祉事務所が設置します。	意見を踏まえ次のとおり修正します。 エ 地域災害医療対策会議との連携 様々な医療ニーズに対応するため、県平塚保健福祉事務所が設置、開催する地域災害医療対策会議と連携して医療関係情報の収集や転院搬送の調整等を行い、医療救護活動を実施します。	ア：反映
11	神奈川県平塚保健福祉事務所	第4章 第8節 避難対策	108	【修正案】 3 (2) 避難所の開設 避難所を立ち上げたときは、速やかにEMISで報告するとともに、避難者数等の状況を適宜報告する。	避難所、救護所を立ち上げたときには、速やかにEMISによる応援要請・報告を行う必要があるため、EMISによる状況の報告を記載したほうがよいかと思います。	EMISについては、現在、実施体制が確保されていないため、今後の訓練等を踏まえて調整する事項と考えますので、現行どおりの記載とします。	エ：その他